

2020年3月18日
大樹生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申しあげます。また、影響を受けられたみなさまに心よりお見舞い申しあげます。

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長：吉村 俊哉、以下「当社」）は、今回の「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客さまに対し、下記のとおりに対応を実施いたします。

記

1. ご契約に対する特別お取扱いについて

○ご加入いただいている保険契約について、お申出をいただいたお客さまに対し、次のような特別のお取扱いをさせていただきます。詳細につきましては、当社の担当職員にお申出いただくか、下記のお問い合わせ先にお問い合わせください。

①保険料払込猶予期間の延長

○保険契約者からのお申出により、3月16日から、保険料の払込みに関する期間を最長6カ月間（2020年9月30日まで）延長いたします。

②保険金、給付金、契約貸付金の簡易迅速なお支払い

○保険金、給付金、契約者貸付等のお手続きの際、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

○給付金のご請求にあたり、必要書類である当社所定の「入院・手術・通院等証明書（診断書）」に代えて、自己申告による「入院・手術状況報告書」および「医療機関が発行する領収書コピー等」での簡易請求のお取扱いを可能とします。*1

なお、入院の領収書等がないケースなど、お手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、代替書類等により柔軟に対応いたします。

*1 簡易請求のお取扱いには一定の要件があります。

③保険契約の更新手続きの遡及対応

○更新日が2020年3月16日以降に到来する保険契約の更新手続きが難しい場合、または、手続きが行えなかった場合には、お申出により、更新日に遡った手続きを行います。

2. 保険金・給付金のお支払いについて

○新型コロナウイルス感染症の治療を目的とした入院は、疾病入院給付金のお支払い対象となります。また、検査の結果、陰性と判定された場合でも、医師の指示で入院している場合には、疾病入院給付金のお支払い対象となります。

※ご契約内容によっては、入院給付金のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合があります。

○新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合、死亡保険金のお支払い対象となります。ただし、当感染症は現在の約款では所定の感染症には該当しないため、災害死亡保険金のお支払い対象とはなりません。

3. 契約者貸付（新規貸付）の利息免除について

○新規の契約者貸付について以下のとおりの対応を行います。

対象契約者	契約者貸付が可能な個人保険・個人年金保険のご契約者（個人および法人） （ただし、変額保険・変額年金保険は除く）
金 利	年利 0.0%
上 記 金 利 適 用 期 間	新規貸付日から2020年9月30日まで
受 付 期 間	2020年3月16日から2020年5月31日まで

<お問い合わせ先>

大樹生命お客様サービスセンター 0120-318-766

受付時間：平日9:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始（12/31-1/3）を除く）

以 上